

議案第134号

京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について

京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出

京丹後市長 中山 泰

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事） |
| 2 契約金額 | 159,500,000円（うち消費税及び地方消費税額 14,500,000円） |
| 3 契約の相手方 | 山寅・好井特定建設工事共同企業体
（代表者）株式会社山寅組 代表取締役 井上 敏
京都府京丹後市峰山町安204番地の7
（構成員）株式会社好井工務店 代表取締役 好井 隆一
京都府京丹後市峰山町新治1586番地 |
| 4 契約の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号） |
| 5 契約履行場所 | 京丹後市大宮町口大野地内 |

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年京丹後市条例第77号）第2条の規定に基づき、議会の議決に付する必要がある。

(参考資料)

1 工事概要

京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）

主要用途：事務所（庁舎）

工事種別：改修

延床面積：4, 117. 2 m²

構造：鉄筋コンクリート造

規模：地上4階

工事内容：内装改修、ユニット改修 等

2 工事の目的

京丹後市総合計画の都市機能構想に基づく都市拠点及び地域拠点の形成に向け、SDGsの達成やSociety5.0、脱炭素社会の実現等の世界的潮流も踏まえ、市民が未来への活力を創造できる魅力的で持続可能なまちづくりのランドデザイン推進事業として、京丹後市大宮庁舎を改修する。

3 工期（至）

令和8年3月10日







